

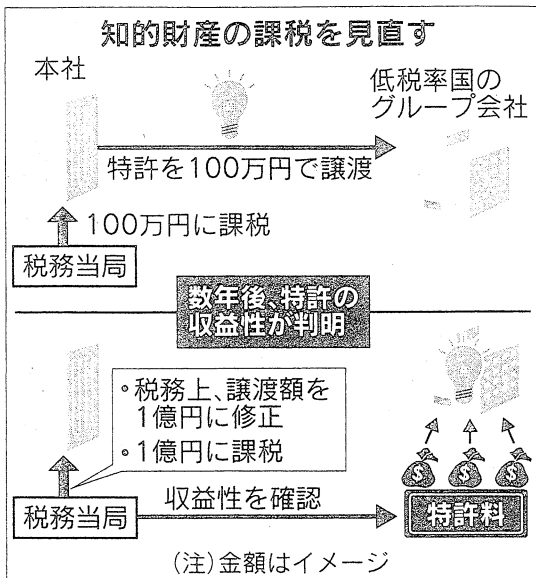
知財の税逃れ 許さず

多国籍企業が特許などの知的財産を税金の安い国に移して節税するのを防ぐため、日米欧などが加盟する経済協力開発機構(OECD)は新たな指針を大筋でまとめた。知的財産の収益性に見合った税金を開発地の国が事後的に徴収するしくみだ。取り締まりが難しかった知的財産の税逃れ対策がまとまり、OECDが2013年に作り始めた税逃れへの総合対策が仕上げの段階に入る。

OECD今秋指針

低税率国に特許移転

収益に応じ追徴



9月に正式に指針を決め、加盟国は国内法の整備に取りかかる。日本は2017年にも関連法を見直す。20力国・地域(G20)もOECDの指針を今年10月の財務相会議で承認する見通しだ。OECDに入っていない中国やインドなども指針に沿った国内法を整備することになりそうだ。

知的財産を低税率国のグループ会社に移す節税策が多国籍企業の間で盛んになっている。製薬会社が新薬の特許を移転したり、インターネット検索大手がノウハウを移したりするのが代表例だ。移転先のケイマン諸島やバミューダに特許管理会社を設け、そこで集中的に特許料を稼ぐ。企業には節税になるが、新薬やノウハウの開発地の国に税収が入らないことが問題視されてきた。

指針のポイントは知的財産を低税率国に移すときの移転価格の算定の仕方だ。高く見積もれば譲渡益への課税額が増え、

開発地の国が税収を確保できるようになる。

移転価格は現在も知的財産の収益性に応じて付けることになっているが、基準が曖昧で開発途上の技術などは算定が難しかった。企業側が「収益性は低い」と言えば、税務当局も低く見積もるしかなかった。製薬会社が開発間近の新薬を低税率国に移して節税するようなケースが目立っている。

指針では、低税率国のグループ会社が知的財産でどれだけ収益を上げたか税務当局が確認したうえで、移転価格を見直せることにした。それほど収益が出ないとみていた知的財産の収益性が高いと判明した場合、事後に課税額を上乗せできる。米独はこうした制度を入れている。米国は知的財産の移転から5年、ド

イツは10年まで価格を修正できる。米国は当初に見積もった移転価格と20%以上のズレが判明した場合だけ見直せる。日本政府は今後、修正できる期間や対象とする企業の規模といった詳細を検討する。

OECDではすでに国際的な電子商取引への課税の見直し策などをまとめ、知的財産に関する税逃れは残る論点だった。